

○農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第3項の規定に基づき、下記農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)の内容について、令和7年7月1日から令和7年7月8日まで利害関係人から意見を聴取します。

ご意見のある利害関係人は、上記の期間に栃木県農地中間管理機構に意見書を提出してください。

令和 7年 7月 1日

公益財団法人栃木県農業振興公社 理事長 青柳 俊明

1 地域計画の区域外

番号	所 有 権 移 転 す る 農 地		
	土 地 の 所 在	所有権移転の時期 (県公社が買う)	所有権移転の時期 (県公社が売る)
1	宇都宮市西刑部町字西原2716番6	令和 7年 7月 31日	令和 7年 9月 16日
2	宇都宮市西刑部町字西原2718番6	令和 7年 7月 31日	令和 7年 9月 16日